

1 農業委員会制度の概要

○農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として、市町村に設置。

参考：根拠法律

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)

第3条 市町村に農業委員会を置く。

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第202条の2

4 農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。



農業委員会の設置基準

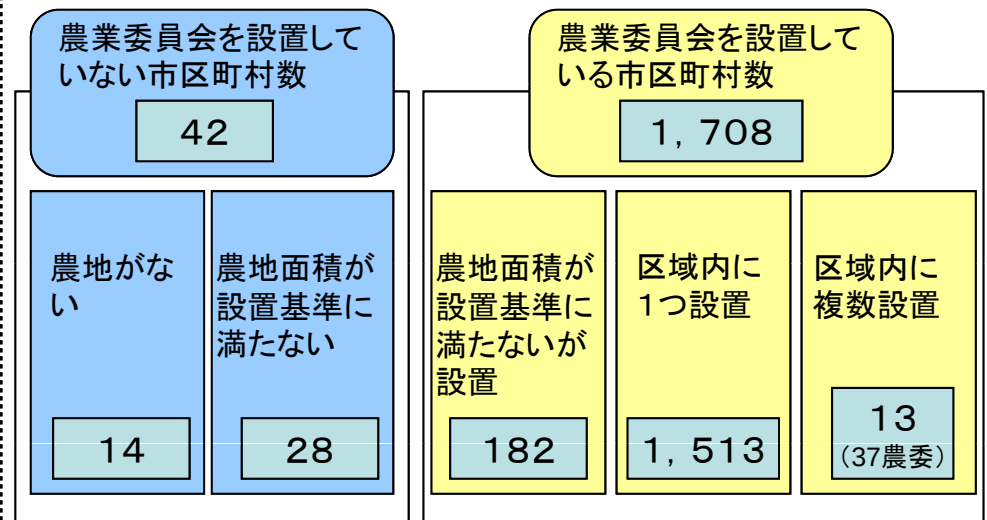
○原則として市町村に1つ設置(必置)

<例外>

- 農地のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 農地面積が著しく小さい場合(都府県200ha以下、北海道800ha以下)は置かないことができる(設置するか否かは市町村が選択)。
- 農地面積が著しく大きい場合(農地面積7,000haを超える場合)等は、区域を2以上に分けて、その各区域に農業委員会を置くことができる。

農業委員会の設置状況

全国1,750市区町村のうち、1,708市区町村で1,732の農業委員会を設置



<農業委員会設置の意義>

- 農地制度に関する業務執行の全国的な統一性、客観性の確保。
- 市町村長から独立した行政委員会として、公平、中立に事務を実施。
- 農業者の自主的な組織として、地域の農地の利用調整(農地集積や紛争の仲裁など)に積極的に取り組む。

農林水産省経営局構造改善課調べ(平成22年10月1日現在)

2 農業委員会の運営

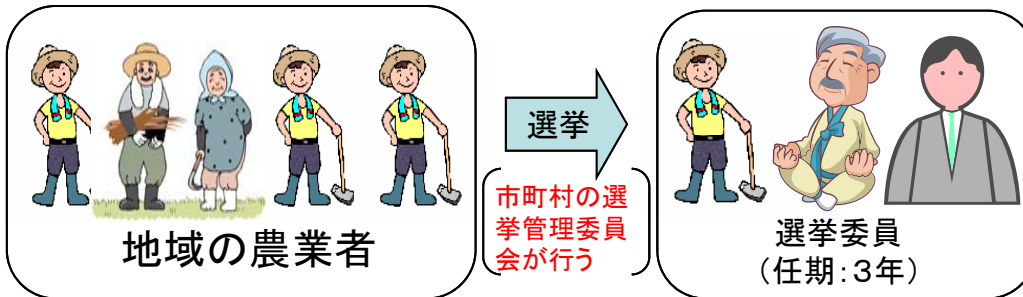
○農業委員会の意思決定(農地の売買の許可・不許可の決定など)は、選挙委員と選任委員から構成される農業委員からなる総会などで行われ、実際の事務作業(許可申請書の受理や許可書の送付など)は農業委員会事務局が担当。

農業委員の構成

選挙委員と選任委員から構成。

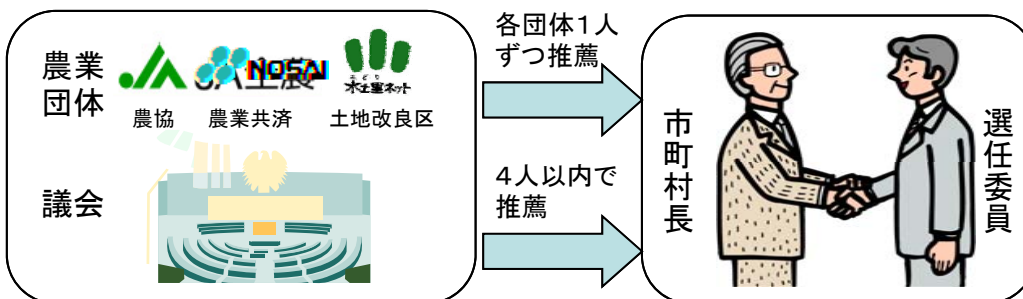
選挙委員

市町村に住む農業者の中から公職選挙法に準じた選挙で選ばれた委員



選任委員

農業団体(農協、農業共済組合、土地改良区)が推薦した者、市町村議会が推薦した者を、市町村長が選任した委員(任期: 選挙委員の任期満了日まで)



※選挙委員の選挙権・被選挙権

区域内に住所を有する満20歳以上の者で、次のいずれかを満たす者。

- ① 耕作の業務を営む者(都府県10a以上、北海道30a以上)
- ② ①の者の配偶者などで耕作に従事している者(年60日以上)
- ③ 農業生産法人の構成員で耕作に従事している者(年60日以上)

※選挙委員の定数

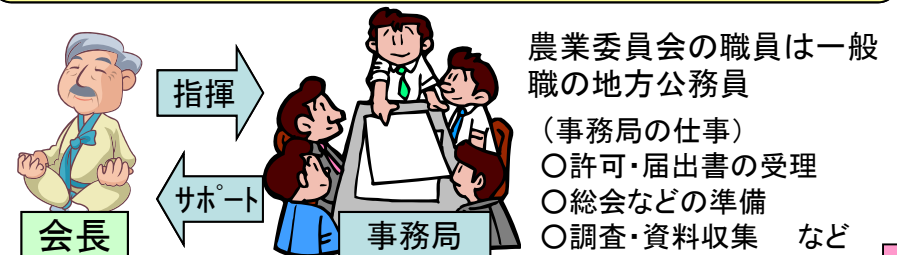
次の基準に基づき40人を超えない範囲で条例で定める。

- ① 区域内の農地面積が1,300ha以下又は農家数が1,100戸以下
…定数20人以下
- ② 区域内の農地面積5,000ha超、かつ農家数6,000戸超
…定数40人以下
- ③ ①、②以外…定数30人以下

事務局

○農業委員会には、実際の事務に従事する職員からなる事務局を設置。

○職員は会長の指揮を受けて事務に従事。

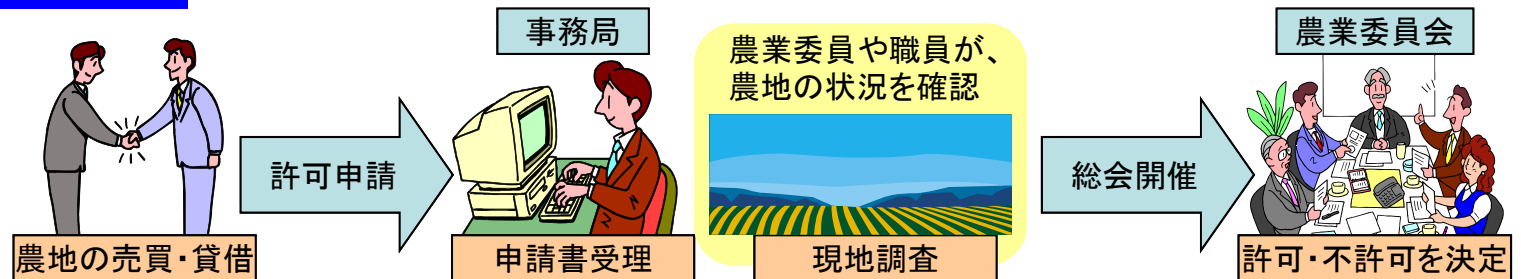


3 農業委員会の業務

○農業委員会は、①農地の売買や貸借の許可、②農地転用案件への意見具申、③遊休農地の調査・指導などの農地に関する事務を執行。

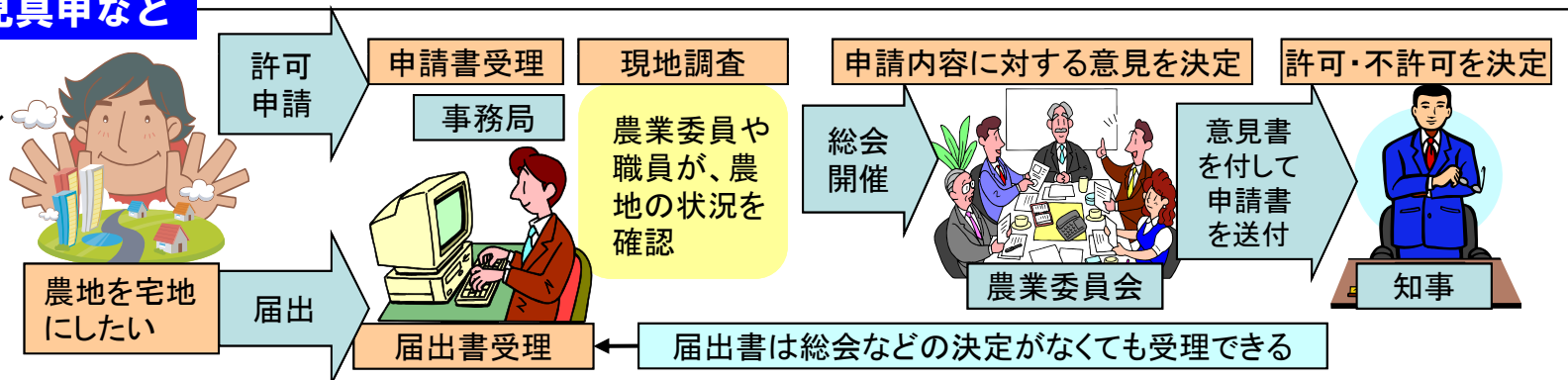
①農地の売買や貸借の許可

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買や貸借の許可権限を有する。



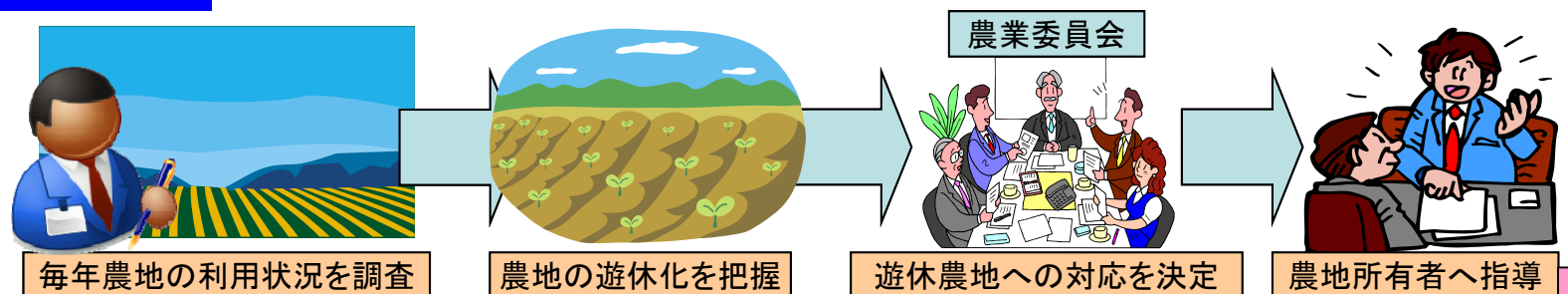
②農地転用案件への意見具申など

農業委員会は、農地転用の関し次の事務を担う。
○知事許可に際して、意見書を付して申請書を知事へ送付
○市街化区域内での農地転用に係る届出書の受理



③遊休農地の調査・指導

農業委員会は、区域内の農地の利用状況を調査し、農地が遊休化している場合には、農地所有者に対し指導を実施。



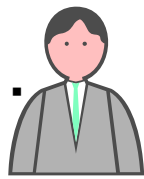
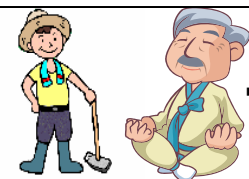
4 平均的な農業委員会の姿

- 市町村合併が進展する中で、農業委員会数は大幅に減少し、個々の農業委員や職員が受け持つ農地面積は増大。
- 改正農地法で農業委員会の事務に新たに遊休農地調査・指導に関する事務などが追加されたことにより、業務量は増加傾向。

平均的な農業委員会の姿

農業委員 21人

選挙委員 16人



選任委員 5人



事務局



職員4人

(市町村内部部局と兼任している職員が半数)

※委員報酬: 平均3万円/月

農地の保全・有効利用

1農業委員会当たり農地面積: 2,652ha



限られた農業委員、職員で、多くの農地を規制・監視

農業委員会の業務執行状況

農地の権利移動関係の業務

- 農地の売買・貸借の許可・届出(農地法第3条)
全国: 77,330件、45,158ha 1農業委員会当たり年間45件(月4件)
 - 農用地利用集積計画の決定(基盤法第18条)
全国: 304,932件、163,857ha 1農業委員会当たり年間176件(月15件)
 - 農地の賃貸借の解約の許可・届出(農地法第18条)
全国: 39,184件、22,059ha 1農業委員会当たり年間23件(月2件)
- 資料: 農林水産省「土地管理情報収集分析調査(平成21年)」

農地転用関係の業務

- 農地転用の知事許可関係業務(農地法第4条、第5条)
全国: 66,826件、5,815ha 1農業委員会当たり年間39件(月3件)
 - 農地転用の届出関係業務(農地法第4条、第5条)
全国: 62,650件、3,035ha 1農業委員会当たり年間36件(月3件)
- 資料: 農林水産省「土地管理情報収集分析調査(平成21年)」

遊休農地に対する指導など

- 遊休農地の所有者に対する指導(改正前基盤法27条)
全国: 12,029件、2,662ha 1農業委員会当たり件数: 年間7件(月0.6件)
面積: 年間1.5ha
(ただし、法的措置は低調)
 - 農地の利用関係のあっせん
全国: 24,481件 1農業委員会当たり年間14件(月1件)
 - 農地パトロール(強化月間を設定、地区担当制(2~3人)で実施)
実施農業委員会数: 1,590(全体の92%)(年間1~2回程度)
- 資料: 農林水産省経営局構造改善課調べ(平成22年度実績)

1月当たりの処理件数計: 約29件

(参考1) 平成21年農地法改正に伴う農業委員会の業務見直し

○平成21年の農地法改正により、小作地所有制限や標準小作料に関する事務などが廃止された一方、農業委員会の業務に農地の権利移動や遊休農地対策に関する事務などが新たに追加。

新たに追加された主な事務

農地の権利移動関係

- 農業委員会が、許可を受けた者から利用状況の報告を受け、適正に利用していないと認められる場合などに、許可を取り消す事務
- 農業委員会が、相続等により所有権などを取得した者から届出を受理する事務

など

遊休農地対策関係

- 農業委員会が、毎年1回区域内にある農地の利用状況を調査する事務
- 農業委員会が、遊休農地の所有者に対して、その遊休農地の適正な利用の増進を図るために必要な措置を講ずるべきと勧告する事務

など

農地に関する情報関係

- 農地に関する情報(借賃や利用状況など)を収集・整理し、分析し、農業者などに提供する事務

平成21年農地法改正

廃止された主な事務

小作地の所有制限関係

- 農業委員会が、小作地所有制限の例外となる小作地を指定する事務
- 農業委員会が、所有してはならない小作地である旨を公示するなどの事務
- 農業委員会が、小作地の所有状況を調査し、書類を作成し、縦覧する事務

など

標準小作料関係

- 農業委員会が、小作料の標準額を設定し、公示し、都道府県知事へ通知する事務
- 農業委員会が、小作料の減額をすべき旨を勧告する事務

農地の有効利用を図るための事務を追加



農地の貸借に関する規制などを廃止

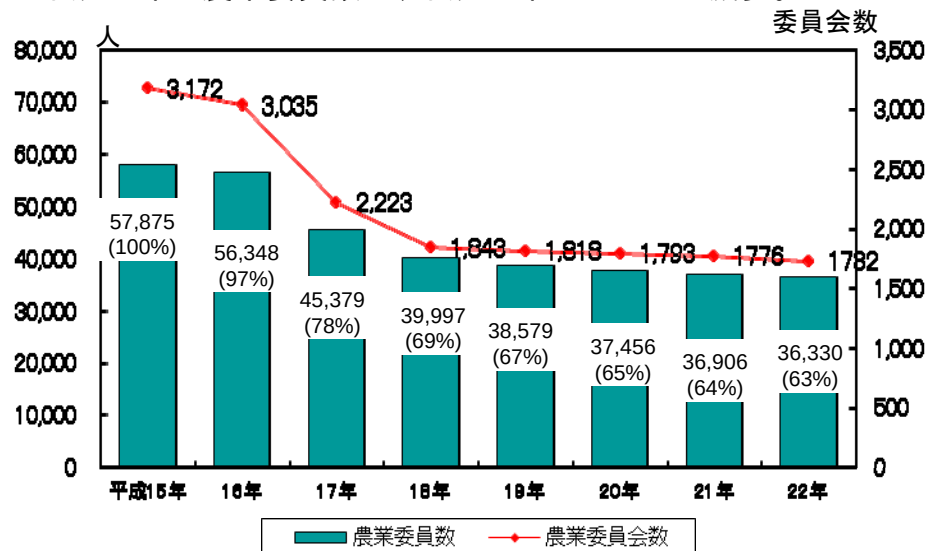


(参考2) 農業委員会に関する基礎的データ

農業委員会数及び農業委員数の推移（各年10月1日現在）

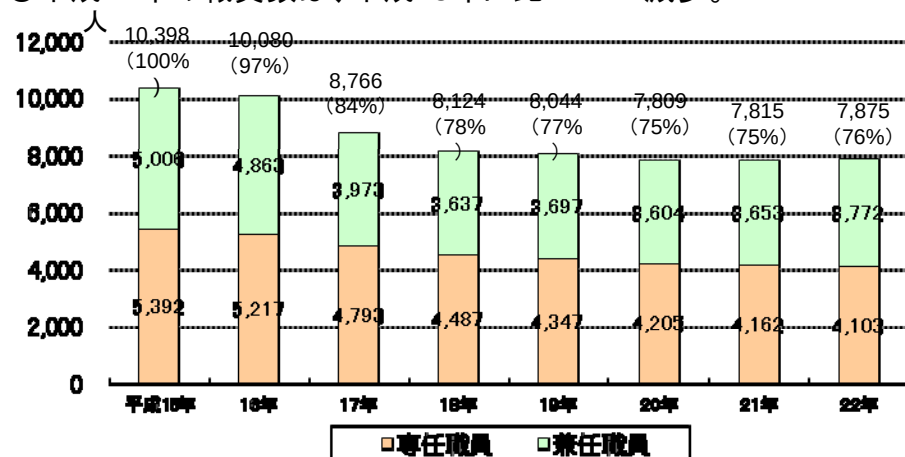
○平成22年の農業委員会数は、平成15年に比べ45%減少。

○平成22年の農業委員数は、平成15年に比べ37%減少。



農業委員会職員数の推移（各年10月1日現在）

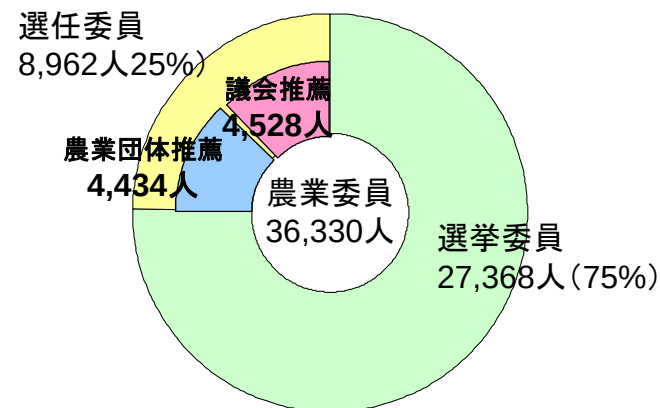
○平成22年の職員数は、平成15年に比べ24%減少。



選挙・選任別農業委員数（平成22年10月1日現在）

○農業委員のうち4分の3が選挙委員。

○1委員会当たり農業委員数は21人（選挙委員16人、選任委員5人）。



専兼別選挙委員割合（平成22年10月1日現在）

○選挙委員の約7割は、主として農業を行っている専業農家と第1種兼業農家で占められている。

